

予算決算常任委員会審査報告書

令和4年3月23日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

予算決算常任委員会委員長 瀧 野 良 枝

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第15号	令和3年度飯綱町一般会計補正予算（第10号）	可 決
議案第17号	令和4年度飯綱町一般会計予算	可 決

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑について報告します。

○議案第15号 令和3年度飯綱町一般会計補正予算（第10号）

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第17号 令和4年度飯綱町一般会計予算

3月3日の本会議において、議長より上記議案について審査の付託を受けた。

予算決算常任委員会では、2小委員会で分割審査し、3月17日開催の委員会において、各小委員長より詳細な報告を受けた。

総務産業小委員会の青山委員長より報告があり、終了後に質疑を行ったが、本報告に記載すべき質疑はない。

福祉文教小委員会の伊藤委員長より報告があり、終了後に質疑を行ったが、本報告に記載すべき質疑はない。

反対討論：区・組自治会活動助成金971万円、配付物仕分作業委託金11万8千円予算額について。2020年「令和2年10月1日」国勢調査では、町全体で3,767世帯、飯綱町自治会組織加入率（総務課発行）によると、9月末広報未配付122世帯である。飯綱町自治会は従来からの世帯がほとんどだが、移住者等も慣習により全世帯は自治会に自動加入している。移住者は町に宅地建物購入取得税、固定資産税等の住民税を納めている。住民登録がなくも、その時点で自治会に自動加入している。借家住民も住民登録がなくも住めば町住民である。慣習によって自治会に自動加入している。自治会活動助成金を受け取っている。広報未配付122世帯に広報誌配付義務がある。

2005年「平成17年4月26日」自治会退会は自由と最高裁判所が判決初判断した。広報誌未配付122世帯は退会手続きをしていない。よって、加入している。区・組・衛生組合費等の滞納処分は裁判手続により徴収である。区長・組長・衛生組合長・町行政庁等は、区・組・衛生組合・テレビ共聴組合費等は任意団体である。滞納処分は公権力行使できない。

区組自治会活動助成金971万円、配布物仕分作業委託金11万8千円の予算額を減額削除を求める。飯綱町は強権的である。予算議案に反対する。

採決の結果：賛成多数で可決とした。